

# ミドリ十字ルートで実刑判決

二〇〇〇年二月二十四日、薬害エイズ事件の刑事裁判でミドリ十字の三社長に実刑判決が下された。松下廉蔵氏に実刑二年、須山忠和氏に一年六か月、川野武彦氏に一年四か月。松下氏の七十八歳を筆頭に、いずれも決して若くはない歴代社長三名全員を大阪地裁が執行猶予なしの実刑に処したことは、ミドリ十字首脳部の薬害エイズに関する責任を厳しく問うものであり、評価に値する。

同時に、この裁判では、薬害エイズ事件そのものが矮小化わいされてしまったと言わざるをえない。薬害エイズ事件を引き起こした官業医の癒着構造が解明されていないからである。

証拠資料として提出されたものにミドリ十字社の一九八三年六月十日の常務会の資料がある。八三年六月といえば、迫り来るエイズの危険性を認識して、厚生省がエイズ研究会を設置した時期である。まさにその時期、ミドリ十字社は常務会で何を論じていたのか。資料には次のように書かれている。

「厚生省エイズ研究会とのコンタクトを密接にし、情報を得るとともに、当社に不利になら

ないように（たとえばトラベノールに抜け駆けされない）働きかける」

さらに同資料には、

「エイズ研究班（安部先生）」として、「須山副社長、後藤専務」、それから「厚生省」として「開発本部、東京事務所」と書かれている。つまり、安部英氏たけしと厚生省に働きかける担当者も割り振られていたわけだ。

ミドリ十字は、松下氏が元厚生省薬務局長だったのをはじめ、厚生省からの天下りを受け入れ、専務、東京支社長などの地位に据えた。当時、厚生省分室とまで擲揄ちやくされた官業一体の体質を持つミドリ十字社が、どのように厚生省との「コンタクトを密接にし」、厚生行政を操ったのか、「当社に不利にならないように」「どのように具体的に「働きかけた」のかは、まったく説明されなかった。

また安部氏の担当とされた「須山副社長と後藤専務」らが安部氏にどう働きかけたのかという疑問も解かれずに終わった。ミドリ十字が多額の寄付を安部氏に渡していたことが明らかにされ、安部氏もそれを認めているが、その寄付金が「たとえばトラベノール社に抜け駆けされない」ために、どう効果を発揮したのかなども説明されていない。

ちなみにトラベノール社は八三年当時、加熱濃縮製剤の開発では最も先行しており、もし、同社の加熱濃縮製剤が早目に承認されていれば、ミドリ十字が当時有していた血液製剤市場での約五〇%のシェアは、かなりの部分、トラベノール社に奪われていたとみられている。だか

らこそミドリ十字にとってはトラベノールの製剤が先に承認されること、つまりトラベノールの「抜け駆け」を最も恐れていたのだ。

判決はこうした点に踏み込むことなしに下された。また大阪地裁は非加熱濃縮製剤の危険性を、どの時点で察知することができたかの判断を示すことについても、きわめて慎重である。

判決は「八六年一月一〇日の加熱製剤販売開始時点で、非加熱濃縮製剤を投与された患者がエイズを発症する危険性を認識することは可能だったと述べている。

ミドリ十字は加熱濃縮製剤の販売が開始された後も、在庫として残っていた非加熱濃縮製剤を売り尽くすために、加熱濃縮製剤の出荷量に枠をはめ、在庫の非加熱濃縮製剤を売り尽くした悪質な社である。右の判決のくだりは同社の悪質な操作への断罪でもあろう。

また松村明仁・元厚生省生物製剤課長と厚生省の責任については、「厚生省係官に過失のある者が存在するとしても」と表現して、松村元課長や厚生省に責任があるかないかについて、大阪地裁としての判断は示さず、直接審理を担当している東京地裁に判断を委ねた。

一方、東京地裁での裁判では、安部氏が加熱濃縮製剤の開発で遅れていたミドリ十字も含めて各社同時承認を目指すとの主旨で語り、それをミドリ十字側が「いいお話だ」と受け止めたとの証言が行われた。加熱濃縮製剤の開発で遅れていたミドリ十字にとって、「各社同時承認」は、遅れているミドリ十字の準備が整うまで各社を待たせることができるということである。ミドリ十字にとってこれ以上の「いいお話」はないと思えるほどの安部氏の言葉である。安部

氏へのミドリ十字の働きかけがもたらした結果かとの推測は可能だ。

この安部ルート、厚生省ルートの裁判に、三社長全員への実刑判決は少なからぬ影響を及ぼすに違いない。

（『週刊ダイヤモンド』二〇〇〇年三月四日号）

〔追記〕

二〇〇一年三月二十八日、安部被告人に対して東京地裁は「無罪」の判決を言い渡した。

# 日本を信じつづけた人びと

あるきつかけで、第二次世界大戦で戦死した人びとの遺書を一冊の本に編纂した。本に収められた百十二篇の兵士たちの遺書はどれもみな涙なしには読むことができないものだ。

棚橋順一陸軍大尉は幼いわが子の成長を見届けることができなさと悟り、「父は基に何を期待してゐたかを知って貰いたいと思ふ」と子供の将来を思いつつ最後の手紙を書いた。桑野利雄陸軍上等兵は四人の子供たちに、「仲よくしなさいよ」と平易な教えを、万感込めて書き残した。藤井力陸軍憲兵准尉は、妻が「再婚し、母となり、幸福になった時、成仏できます。その他に（自分の）成仏はありません」と魂込めて書き送った。

吹野匡陸軍少佐は「数多くの私達の尽きざる悲しみと嘆きを積み重ね」この日本が築かれてきたと書き残し、渡辺研一陸軍中尉は「祖国の周囲に屍のとりでを築くつもり」と記して、残していく家族と国の安寧を祈った。

わずか二十歳の高瀬丁海軍少尉は「父母上様、さやうなら、さやうなら」と尽きない想いを認め、二伸として「吾に金銭貸借無し、吾に婦女子関係なし、吾に罪なし」と哀切な言葉を残

した。二十三歳の河野宗爾陸軍伍長は「私の遺骨はお母さんの胸に抱かれない。決して生きて還ると言ふようなことは思つて下さいますな。それ程今の日本は急迫しているのです」と悲壮な想いを書き残した。

それでも戦場で兵士たちは束の間の癒しを見出している。親を失つた目も見えない仔狐たちを育て、あるいは一輪の花を踏みしだくのを見せて、遠回りをして泥田を行軍した。

兵士たちは全体像の見えない戦いのなかで、ひたすら日本を信じつづけようとした。日本という国への絶対的な信頼によつて自らを支える道しかなかった兵士たちは、その信頼のなかで死を遂げた。城山光生陸軍主計中尉は「警、遺骨の還らざる事あるとも、非難することなく、日本人としての矜恃を持つて下さい」と書いた。二十一歳の高野丈夫陸軍少尉は、最後に自分の魂の戻る場として靖国神社を想い、「どうか、御両親様も時々靖国の社殿に来て下さいませ」との願いを残した。

日本が敗戦し、各地の軍事法廷で裁かれた人びとは、その運命を従容として甘受した。満鉄社員の満多野仁平氏は四十五歳、「無罪を信じつつこの刑に服さねばならぬのは天命」として「皆の幸福を祈りつつ行きます」と書き残し、処刑されていった。五十歳の太田清一陸軍憲兵大佐は、妻に「家庭の事に就ては何等思ひ残すことなし。まったく御身に信頼し切つて居ります」と書き残し六人の子どもたちの行く末を託し、その一方で「唯気になるのは国の今後」と憂いて逝つた。

彼らは、時に疑いつつも戦った。渋谷健一陸軍少佐は「常人の浅はかなる思慮にして」とことわり、「死さずとも戦に勝つ術あらんと考ふる」と書いた。そこには大きく根深い疑問に襲われ、悩む人の姿がある。命の瀬戸際で、底なしの深い疑問に気づいた人の姿がある。しかし、彼らはその淵でとどまる。疑問にのめり込むことを潔しとせず、懸命に自己を律する。彼らは死をもつて疑問を打ち消した。そこには死をもつて証をたてた国民としての哀切な姿がある。

葛藤を乗り越え、私心を超えて逝った人びとのあの戦いを批判するのは容易なことだ。無謀な戦争への反省も、犯した過ちを詫びる心も大切である。そのことなしには、日本人も日本国も、賢く成長していくことは期待できない。しかし日本人であればこそ、他の国の人びとが理解しようとしなくても、私たちこそが、彼らが悩みや苦しみと背中合わせで信じていたことを、命であがなつた戦いの意味を、真つ正面から受け止めなければならぬ。私たちがそうしなければ、いったい他の国の誰が、亡くなった人びとの想いを受け止めてくれるというのだろう。

十八歳の三枝直陸軍少尉は両親にあてて、「軍人の生涯は之死の修養にて俟へば」と健気に書き残し、特攻隊の出撃で命を落とした。私はこの三枝少尉の心を熱く受けとめるものである。同時に多くの軍人の胸に去来したであろう、何のために戦うのか、なぜこのような戦術なのかという言葉にならない疑問と悩みもまた切実な想いで感じとるものである。そのうえで、彼らの家族や故国への溢れんばかりの熱い想いをこのうえなく大切に思つものである。

だからこそ、彼らの熱情、疑問、誠意、自己犠牲のすべてを、いかに現代に伝え、現代に生

かすかが大切だと思う。「軍人の生涯」が「死の修養」でありながら、じつはその前に、生きるための道、生き残るための可能性を探る道であることを学びとることだ。そのために軍事力や安全保障を忌み嫌うことなく、それらについてしっかり考えることこそが必要だと遺書の編纂を通じて改めて痛感したのだ。

(Voice 二〇〇〇年一月号)

# 必要な少年院教育と少年法改革

少年法は必ずしも表現の自由に優先せず、思いがけなくも極めて明瞭に大阪高裁が言いきった。この大阪高裁の判決は地裁判決を鮮やかに逆転させた。地裁判決は大阪堺市の路上で一九九八年、当時五歳の幼稚園児らを殺傷した十九歳六か月の“少年”が顔写真と実名入りで同事件を報道した新潮社を訴えていた件につき、新潮社の報道は少年法に違反し、少年の権利を侵害すると断じて、二五〇万円の支払いを命じていたのだ。今回の高裁判決は、少年犯罪で加害少年の実名報道も許されるとしたはじめての判決であり、日本の少年法について基本的な問題提起を行なうものとなった。

日本の少年法の特徴であり、かつ問題とされる点は、少年の権利の守り方である。まず現状で、加害少年の権利は本当に守られているのか。その点については大いに疑問がある。そしてなによりも被害者の権利はどうなっているのかを問わなければならない。

第一の点について、加害少年の人権擁護を主張する人びとは、今回の十九歳六か月の少年の訴えでみられるように、実名報道や顔写真の掲載などを禁じ、加害少年のプライバシー擁護に

大きな努力を注いできた。

だが、少年の更生を第一義に考える少年法の精神を生かすのであるなら、もっと重要なことがある。少年が犯した罪は一体何なのか、少年のやったことは一体どういことなのかを正確に調べる事実審理をきちんと行なうことと、少年が“有罪”とされた場合に送り込まれる少年院での教育のあり方である。

事実審理はこれまでの裁判官が一人で裁く仕組みが見直されつつある。弁護士も検察官も立ち合い、複数の裁判官が合議して審理する方向への修正だ。

一方、ほとんど実態がかえりみられていないのが少年院での指導のあり方だ。少年院に入れた少年たちの話を聞くと、少年院での指導が、彼らの更生と社会復帰に必ずしも役に立っていない実態が見えてくる。理由は、少年院での教育がかたちにこだわるからだ。反省しているのか、教官の指導にすなおに従うか、反抗的でないかなどが、重要視される。かたちとしての従順さが、少年の心をはかる大きな要素となっている。

少年たちが犯した罪について語り合ったり、それがなぜいけないことなのか、どれだけ、被害者やその家族に対して申しわけないことをしたのか、絶望的なまでに被害者とその家族を傷つけ苦しませていることの認識などは、ありていにいえば二の次になっている。

だから、少年院に送られた加害少年は、表面的な取り繕いに終始して、いわばその場のごまかしで出院することも可能なのである。こうして出てきた少年たちが、おとなとなり、再び犯